

◎新潟県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

令和7年2月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 湯沢都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・14号宮林岩原線
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事務所の所在地  
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業施行期間  
平成30年7月27日から令和10年3月31日まで
- 5 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし